

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大多喜町長

公表日

令和6年11月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	予防接種に関する事務	
②事務の概要	・予防接種法の規定による予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・特定個人情報のファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データの提供 ・番号法別表第2に基づき、情報提供に必要な情報の副本データを中間サーバーに搭載するとともに、情報提供ネットワークシステムを通じて、各情報保有機関と特定個人情報の照会及び提供を行う。	
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）	
2. 特定個人情報ファイル名		
予防接種ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供） ・番号法第9条第1項 別表第一 10項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】第16項の2、第16項の3 【情報照会】第16項の2、第17項、第18項、第19項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務課文書広報係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	健康福祉課保健予防係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2168	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月10日	9. 評価実施機関における担当	子育て支援課 子育て支援課長 三上 清作	健康福祉課 健康福祉課長 西川 栄一	事後	
平成29年7月10日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する関係	総務課文書広報係 千葉県東葛飾郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	健康福祉課保健予防係 千葉県東葛飾郡大多喜町大多喜93 0470-82-2168	事後	
平成29年7月10日	6. 評価実施機関における担当部署	健康福祉課 健康福祉課長 西川 栄一	課長	事後	
平成29年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止要	総務課文書広報係 千葉県東葛飾郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	総務課総務係 千葉県東葛飾郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	事後	
令和2年12月25日	個人番号の利用(法令上の根拠)	・番号法第19条第7号 別表第2 項番17、18 番号法第19条第7号 別表第二(第26項、第30項、第87項)	・番号法第9条第1項 別表第1 項番10 番号法第19条第7号 別表第二(情報提供)第16項の2	事後	
令和2年12月25日	情報提供(ネットワークシステムによる情報連携)	・番号法第19条第7号 別表第二(情報提供)第16項の2	番号法第19条第7号 別表第二(情報提供)第16項の2、第16項の3	事後	
令和2年12月25日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止要求	総務課総務係 千葉県東葛飾郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	総務課文書広報係 千葉県東葛飾郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	事後	
令和2年12月25日	対象人数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和2年12月25日	取扱者数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和3年7月5日	1. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ②	・予防接種法の規定による予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を	・予防接種法の規定による予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を	事後	
令和3年7月5日	1. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ③	健康管理システム(予防接種)、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム	事後	
令和3年7月5日	利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1 項番10	・番号法第9条第7号 別表第2 項番17、18	事後	
令和3年7月5日	1. 関連情報 4. 情報提供(ネットワークシステムによる情報連携)	番号法第19条第7号 別表第二(情報提供)第16項の2	番号法第19条第7号 別表第二(情報提供)第16項の2、第16項の3	事後	
令和3年7月5日	1. しいい権利判断項目 1. 対象人数 かつ時点の係数か	令和2年12月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年7月5日	1. しいい権利判断項目 2. 取扱者数 かつ時点の係数か	令和2年12月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年11月1日	1. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第7号 別表第2 項番17、18	・番号法第9条第8号 別表第二 項番17、18	事後	
令和3年11月1日	1. 関連情報 4. 情報提供(ネットワークシステムによる情報連携)	番号法第19条第7号 別表第二(情報提供)第16項の2、第16項の3	番号法第19条第7号 別表第二(情報提供)第16項の2、第16項の3	事後	
令和3年11月1日	1. しいい権利判断項目 1. 対象人数 かつ時点の係数か	令和3年6月1日 時点	2021/10/1	事後	
令和3年11月1日	1. しいい権利判断項目 2. 取扱者数 かつ時点の係数か	令和3年6月1日 時点	2021/10/1	事後	
令和3年12月10日	1. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ②	・予防接種法の規定による予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を	・予防接種法の規定による予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を	事後	
令和3年12月10日	1. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第8号 別表第二 項番17、18	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の	事後	
令和4年7月29日	1. しいい権利判断項目 1. 対象人数 かつ時点の係数か	2021/10/1	2022/4/1	事後	
令和4年7月29日	1. しいい権利判断項目 2. 取扱者数 かつ時点の係数か	2021/10/1	2022/4/1	事後	
令和5年8月17日	1. しいい権利判断項目 1. 対象人数 かつ時点の係数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年8月17日	1. しいい権利判断項目 2. 取扱者数 かつ時点の係数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和6年11月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会の	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会の ・番号法第19条第8号(委託先への提供) ・番号法第9条第1項 別表第一 10項	事後	
令和6年11月13日	I 関連情報 4. 情報提供(ネットワークシステムによる情報連携) ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二【情報提供】第16項の2、第16項の3 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報提供】第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第12条の4	番号法第19条第8号 別表第二【情報提供】第16項の2、第16項の3 【情報提供】第16項の2、第16項の3、第16項の4、第16項の5、第16項の6、第16項の7、第16項の8、第16項の9、第16項の10、第16項の11、第16項の12、第16項の13、第16項の14、第16項の15、第16項の16、第16項の17、第16項の18、第16項の19、第16項の20、第16項の21、第16項の22、第16項の23、第16項の24、第16項の25、第16項の26、第16項の27、第16項の28、第16項の29、第16項の30、第16項の31、第16項の32、第16項の33、第16項の34、第16項の35、第16項の36、第16項の37、第16項の38、第16項の39、第16項の40、第16項の41、第16項の42、第16項の43、第16項の44、第16項の45、第16項の46、第16項の47、第16項の48、第16項の49、第16項の50、第16項の51、第16項の52、第16項の53、第16項の54、第16項の55、第16項の56、第16項の57、第16項の58、第16項の59、第16項の60、第16項の61、第16項の62、第16項の63、第16項の64、第16項の65、第16項の66、第16項の67、第16項の68、第16項の69、第16項の70、第16項の71、第16項の72、第16項の73、第16項の74、第16項の75、第16項の76、第16項の77、第16項の78、第16項の79、第16項の80、第16項の81、第16項の82、第16項の83、第16項の84、第16項の85、第16項の86、第16項の87、第16項の88、第16項の89、第16項の90、第16項の91、第16項の92、第16項の93、第16項の94、第16項の95、第16項の96、第16項の97、第16項の98、第16項の99、第16項の100	事後	
令和6年11月13日	対象人数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年11月13日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年11月13日	IV リスク対策: 8 入手を介なさせる作業	-	十分である	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策: 8 入手を介なさせる作業	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機密的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、入手を介する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策: 11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策: 11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	十分である	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策: 11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機密的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、入手を介する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更による追加